

参考資料

- (1) 岐阜県地域福祉支援計画策定委員会
- (2) 計画策定までのプロセス
- (3) 第二期岐阜県地域福祉支援計画の成果と課題
- (4) 県内の制度外サービス提供状況一覧表（市町村別）
- (5) 地域福祉に関する県民意識調査の結果
- (6) 地域福祉に関する岐阜県の概況

(1) 岐阜県地域福祉支援計画策定委員会

■岐阜県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画（以下、「市町村計画」という。）の達成を計画的に支援する岐阜県地域福祉支援計画（以下、「県計画」という。）を策定するため、岐阜県地域福祉支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること
- (2) その他県計画及び市町村計画の達成に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループを設置する場合は、事前にメンバーを定める。
- 3 ワーキンググループを設置する場合は、座長を置き、地域福祉国保課長をもって充てる。
- 4 会議は座長が招集し、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員会及びワーキンググループの委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉国保課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

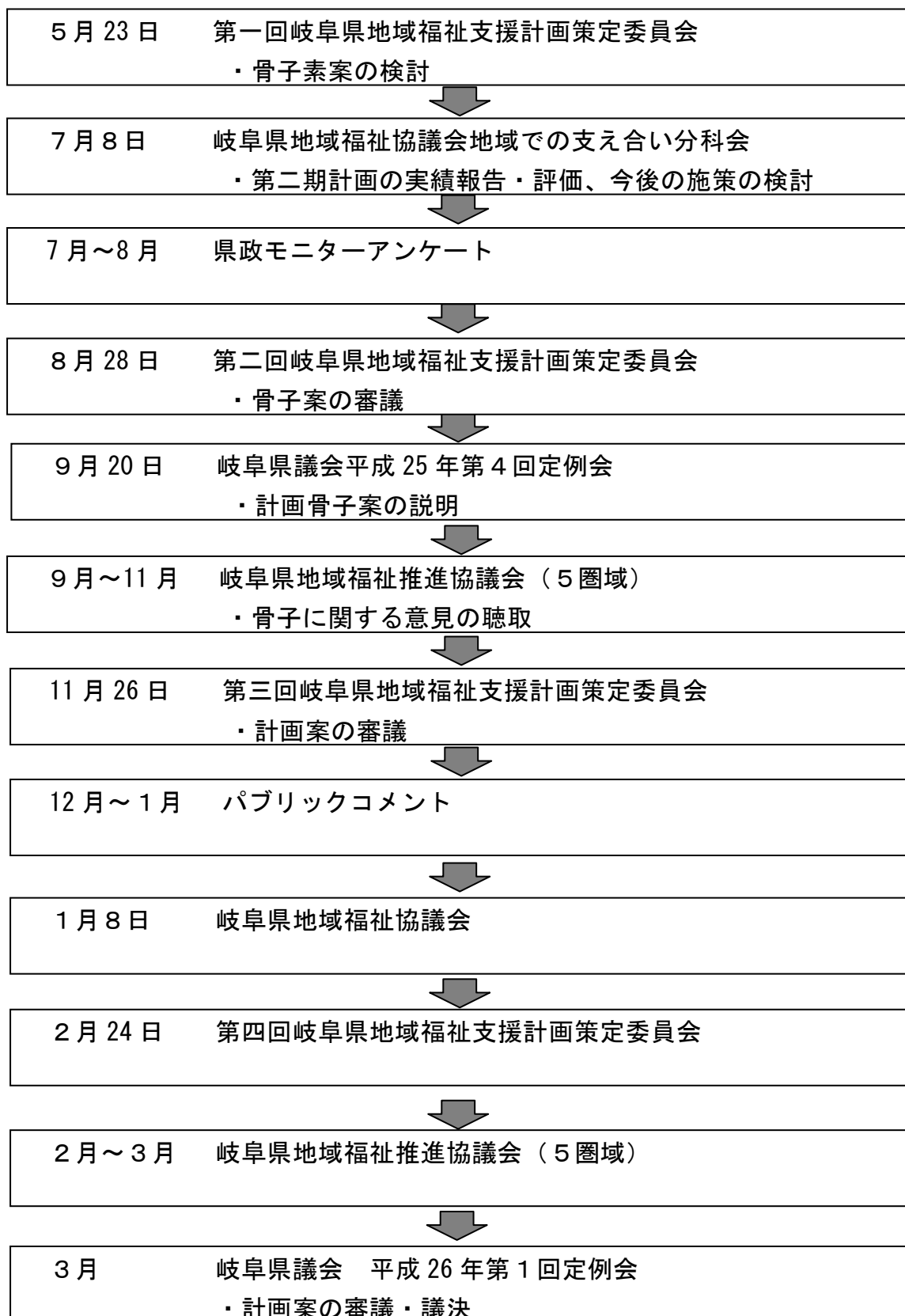
この要綱は、平成25年5月23日から施行する。

■岐阜県地域福祉支援計画策定委員名簿（別表1）

（敬称略）

氏 名	所属・役職	備考
安藤 千秋	可児市健康福祉部 次長兼福祉課長	
今井 幹生	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 専務理事兼事務局長	
江崎 隆雄	岐阜県民生委員児童委員協議会 代表	
小林 月子	岐阜大学教育学部 教授	委員長
斉藤 浩昭	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 地域福祉部長	
長谷川武司	社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会 地域福祉グループ長	
服部 吉彦	岐阜県小中学校長会 代表	

(2) 計画策定までのプロセス



(3) 第二期岐阜県地域福祉支援計画の成果と課題

1 支え合いの地域力を高める「環境づくり」

① 市町村地域福祉計画の策定状況

これまでの策定支援により、市町村地域福祉計画はすべての市町村において策定されました。

一方で、地域ごとに福祉サービスの提供方法や主体が多様化してきている現状を鑑みると、市町村が地域の実情に応じた柔軟な施策展開により計画の実行性が高められるよう、様々な事例や情報の提供、情報交換の場の提供などを通じ、引き続きその実践支援を行うことが必要です。

■ 市町村地域福祉計画策定済みの市町村の数

項目	H20	H25目標	H25実績	目標達成率
計画策定市町村数	36	42	42	100%

② 地域での支え合いによる制度外サービスの提供状況

第二期計画で整備・充実を図ってきた6つの地域での支え合いによる制度外サービスは、目標達成に至っていない項目もありますが、いずれの項目も実施率が増加しています。

しかしながら今後福祉サービスの需要はますます高くなることから、地域での支え合いによる制度外サービスにおいても、その担い手に対する支援の強化と、特に住民のニーズが高い「見守りネットワーク活動」と「助け合い（生活支援）活動」の重点的な普及による効果的な実施などにより、更なる普及・拡大を目指す必要があります。

■ 地域での支え合いによる制度外サービスの提供状況

項目	H20	H25目標	H25実績	目標達成率
見守りネットワーク活動実施率	50.8%	100%	68.5%	68.5%
要援護者支援マップづくり実施率	31.0%	100%	90.5%	90.5%
ふれあいサロン活動実施率	41.9%	70%	77.6%	110.9%
住民参加による配食サービス実施率	46.6%	60%	47.8%	79.7%
助け合い（生活支援）活動実施率	7.1%	20%	17.8%	89.0%
宅幼老所の運営の実施率	9.9%	25%	11.5%	46.0%

2 地域福祉の担う「人づくり」

① ボランティア人材の育成

県社協と市町村社会福祉協議会にボランティアセンターが設置され、ボランティア活動の振興に向けた支援を行っています。今後も地域におけるボランティア活動振興拠点として、ボランティアセンターの機能強化が必要です。

■ ボランティアの人数とボランティアセンターへの登録団体数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
ボランティアの人数	94,587	96,952	119,072	119,072	112,321
ボランティア団体数	2,139	2,214	2,269	2,269	2,491

■ ボランティアセンター実践検討会議の開催実績

	21年度	22年度	23年度	24年度
参加者数（人）	34	35	33	35

■ 災害ボランティアコーディネーター講座開催実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
開催日数（日）	3	2	2	2	—
参加者数（人）	159	67	64	120	—

② 福祉・介護人材の育成

県福祉人材総合対策センターにおいて、体系的な研修を実施し社会福祉従事者の育成と資質向上を行っています。今後も質の高い福祉サービスの提供が求められることから、引き続き中長期的な視点に立った社会福祉従事者の養成と資質の向上への取組が必要です。

■ 社会福祉従事者への研修実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
課程数	24	23	23	22	22
参加者数（人）	2,142	2,323	2,822	2,486	2,841
研修日数（日）	54	44	55	53	50

3 地域福祉サービスの「基盤づくり」

① 相談体制の整備

障がい者関係の相談件数が増加し、相談内容も生活課題の複雑化とともに困難なものが増えています。引き続き関係機関の連携を強化し、あらゆる相談内容に対する的確に福祉サービスに繋げられる体制の整備が必要です。

■ 県福祉総合相談センターにおける相談件数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
高齢者関係	396	302	198	145	162
障がい者関係	787	465	1,000	1,219	1,404
児童関係	5	10	10	1	1
女性関係	225	66	219	210	19
その他	292	354	595	399	118
計	1,705	1,197	2,022	1,974	1,704

② 日常生活自立支援事業の実施

日常生活自立支援事業は、年々利用者が増加しています。しかしながら、認知症高齢者や障がい者の総数から考えると、十分に事業が活用されているとは言えない状況です。必要な方に適切な支援が行えるよう、引き続き事業の周知、普及とともに相談の対応など支援体制の強化が必要です。

■ 日常生活自立支援事業の利用件数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
認知症高齢者	74	87	67	85	96
知的障がい者	12	25	23	18	20
精神障がい者	14	17	14	18	35
その他	7	17	9	15	13
計（新規契約件数）	107	146	113	136	164
（契約終了件数）	(71)	(78)	(96)	(113)	(112)
年度末契約件数	355	423	440	463	515

③ 福祉サービスの適切な運営

県運営適正化委員会の運営への支援を通して、福祉サービスに関する苦情の適切かつ円滑な解決体制の整備に取り組んでいます。福祉サービスを提供するすべての事業者において、苦情解決責任者や第三者委員の配置がなされるよう、引き続き取組が必要と考えます。

■ 県運営適正化委員会における苦情受付件数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談件数	75	70	49	52	69
うち苦情受付	35	33	18	24	44
解決の結果					
相談援助	26	29	17	21	39
照会伝達	6	2	1	1	2
その他	3	2	0	2	3

(4) 県内の制度外サービス提供状況一覧表 (市町村別)

(平成25年10月1日現在)

区分	見守りネットワーク活動				配食サービス				生活支援活動				サロン															
					主目的が訪問安否確認であるもの		左記以外		家事・軽作業等援助(掃除、洗濯、草取り、簡単な大工仕事等)		外出支援活動(買物、病院等外出時の付添等) ※「車」は車の運転含む		高齢者対象		健康増進を目的としたもの		ふれあいを目的としたもの											
実施主体	市町村	市町村協	市町村協 自治会等	市町村協 地区社協、 NPO等、 その他	市町村	市町村協	市町村協 自治会等	市町村協 地区社協、 NPO等、 その他	市町村	市町村協	市町村協 自治会等	市町村協 地区社協、 NPO等、 その他	市町村	市町村協	市町村協 自治会等	市町村協 地区社協、 NPO等、 その他	市町村	市町村協	市町村協 自治会等	市町村協 地区社協、 NPO等、 その他								
岐阜市	○		○		○						○	○									○							
大垣市		○	○		○				○	○			○	○								○						
高山市	○	○	○	○		○					○		○	○							○	○	○					
多治見市	○		○						○	○			○	○								○	○					
関市	○		○								○												○					
中津川市			○		○	○	○					○	○										○					
美濃市			○		○				○	○			○		○								○					
瑞浪市			○		○					○			○										○					
羽島市		○	○		○					○			○										○					
恵那市	○		○		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
美濃加茂市	○		○		○					○	○		○										○					
土岐市		○	○		○					○			○										○					
各務原市	○		○		○				○	○			○	○									○					
可児市			○		○					○	○		○	○									○					
山県市	○		○		○	○	○			○			○	○									○					
瑞穂市	○	○	○		○				○														○					
飛騨市	○	○	○		○					○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
本巣市	○		○		○					○			○										○					
郡上市		○			○	○						○	○	○									○					
下呂市	○	○	○			○			○				○	○									○					
海津市	○		○		○					○			○	○									○					
岐南町	○		○									○	○										○					
笠松町								○				○											○					
養老町			○		○				○	○			○		○								○					
垂井町			○		○				○						○								○					
関ヶ原町	○		○						○	○			○										○					
神戸町			○		○					○													○					
輪之内町			○		○					○													○					
安八町			○		○					○													○					
揖斐川町		○	○		○	○				○			○		○								○					
大野町			○		○					○			○										○					
池田町			○		○				○	○			○										○					
北方町	○				○					○													○					
坂祝町			○		○					○			○										○					
富加町	○								○						○								○					
川辺町	○				○					○			○										○					
七宗町			○		○																		○					
八百津町	○					○				○				○									○					
白川町	○	○			○	○				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
東白川村	○		○		○					○			○										○					
御嵩町	○	○			○				○	○			○										○					
白川村			○		○					○			○										○					
合計	22	10	33	3	17	12	15	7	6	3	4	9	24	3	10	20	15	11	7	19	7	9	4	3	4	15	31	13
																	↓	うち	車									
																	(10)	(6)	(5)	(15)								

※この表の○は、当該市町村内に該当する活動があることを示すもので、市町村全域を対象とした活動が行われているとは限りません。
 ※サロンのうち、健康増進とふれあいの両方を目的としているものは、主要な目的の方にのみ○を記入しています。
 ※1つの活動に複数の主体が関わる場合は、実際の活動で中心となる主体にのみ○を記入しています。

区分	サ ロ ン																							
	障がい者対象				児童対象				その他(親子・高齢者と児童等)															
	健康増進を目的としたもの		ふれあいを目的としたもの		健康増進を目的としたもの		ふれあいを目的としたもの		健康増進を目的としたもの		ふれあいを目的としたもの													
実施主体	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他	市町村	市町村協 自治会等 地区社協、 (NPO等) その他										
岐阜市								○				○	○	○	○	○	○							
大垣市													○			○	○							
高山市				○			○	○			○	○		○		○	○							
多治見市					○											○	○							
関市																○	○							
中津川市				○				○																
美濃市																○	○							
瑞浪市															○									
羽島市																								
恵那市				○	○			○							○		○							
美濃加茂市								○						○	○									
土岐市																								
各務原市				○								○												
可児市																○	○							
山泉市				○													○							
瑞穂市					○											○								
飛騨市												○				○								
本巣市																								
郡上市												○												
下呂市												○					○							
海津市							○							○										
岐南町								○				○												
笠松町																								
養老町																○								
垂井町															○									
関ヶ原町															○									
神戸町															○		○							
輪之内町																								
安八町																								
揖斐川町	○			○			○							○										
大野町							○										○							
池田町							○					○				○	○							
北方町																	○							
坂祝町												○			○		○							
富加町																								
川辺町															○									
七宗町																								
八百津町															○									
白川町				○					○							○	○							
東白川村															○		○							
御嵩町									○					○										
白川村				○				○									○							
合計	0	1	0	1	3	6	1	6	0	1	2	0	5	3	2	7	1	1	1	2	14	8	11	10

(5) 地域福祉に関する県民意識調査の結果

県政モニター636人を対象に実施した地域福祉に関するアンケート結果です。

【調査対象など】

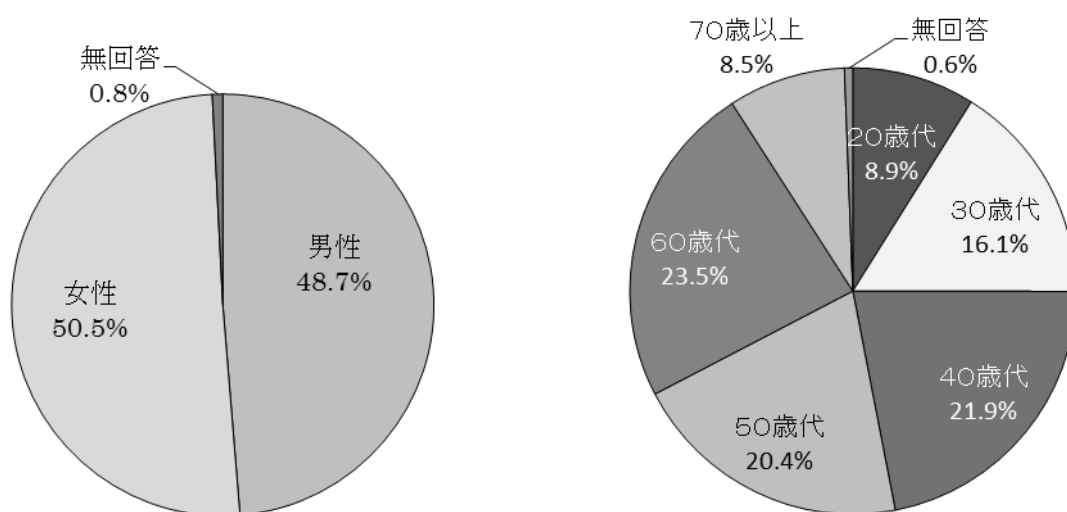
調査対象：県政モニター636人（うちインターネットモニター342人）

調査方法：郵送及びインターネット

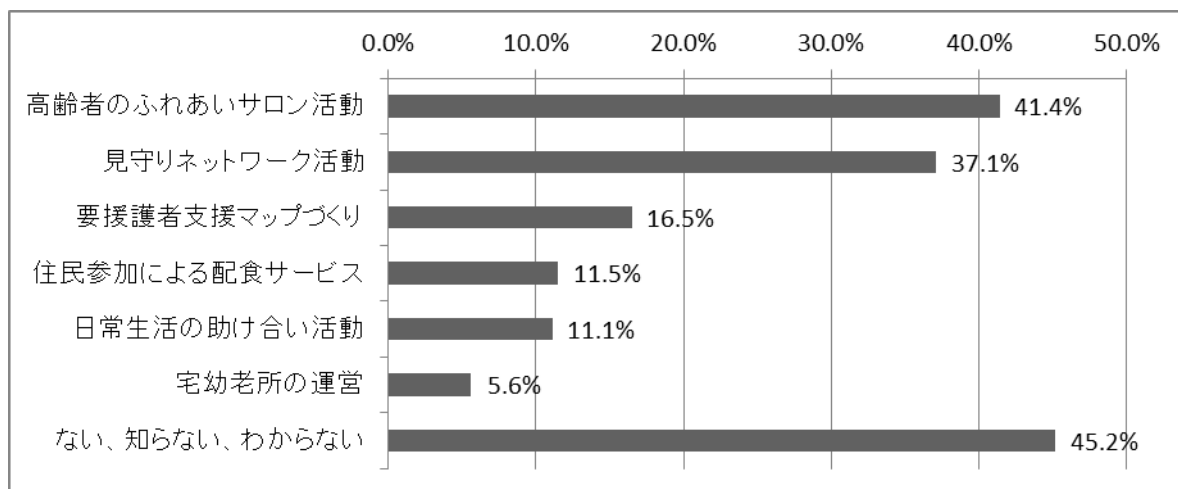
調査機関：平成25年7月中旬から8月上旬

回収結果：515人（回収率81.0%）

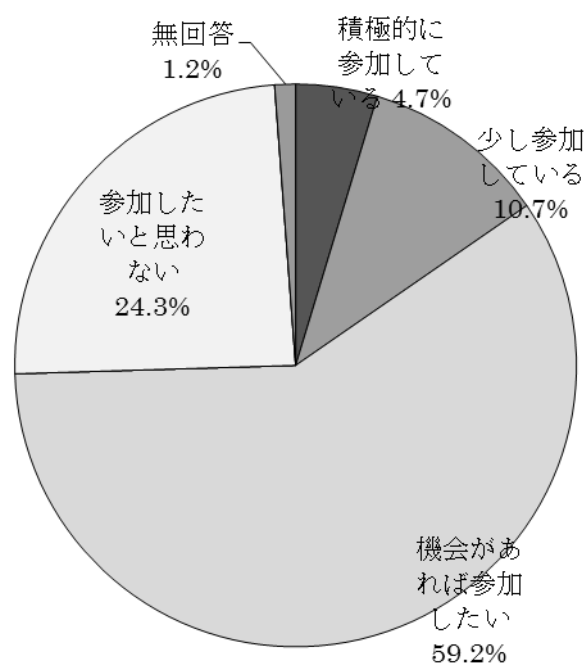
構成比はパーセントで表し、小数点以下第二位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。



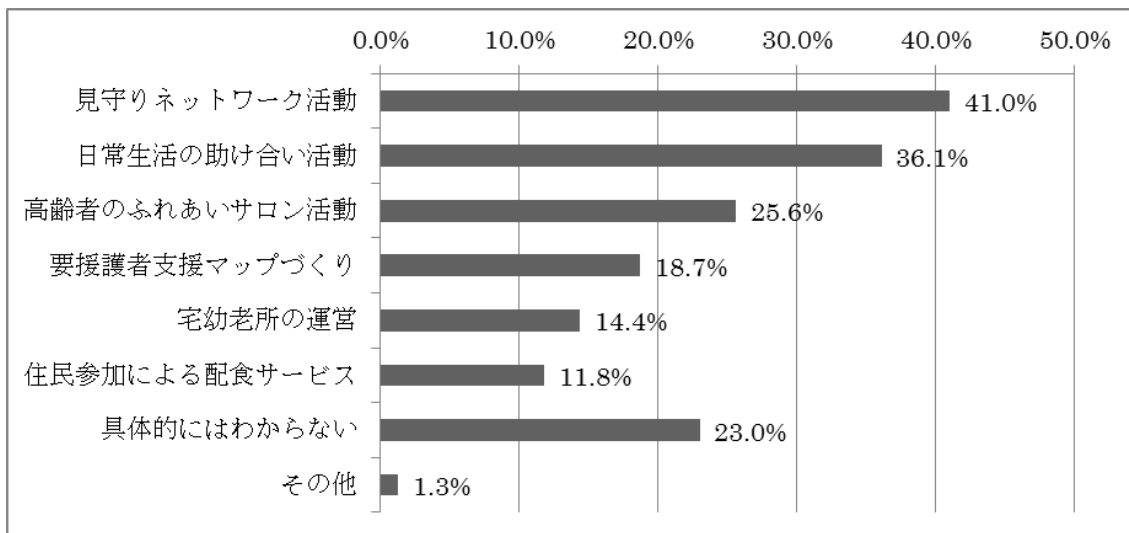
問1 あなたのお住まいの地域には、次のうちの活動がありますか。(複数回答)



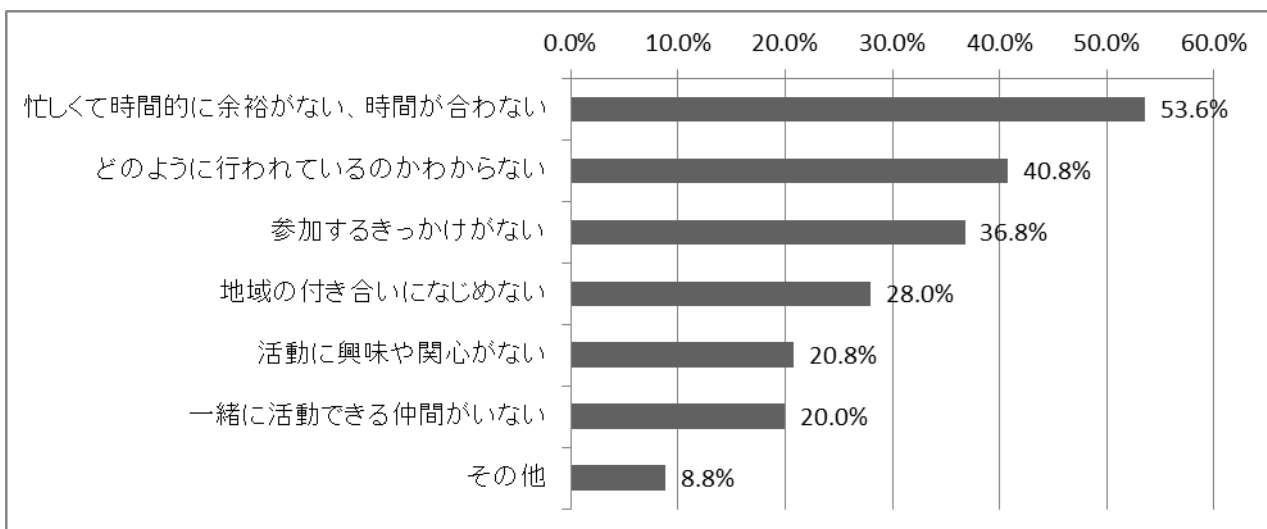
問2 問1の活動について、あなたは今後参加(利用を含む)したいと思いますか。



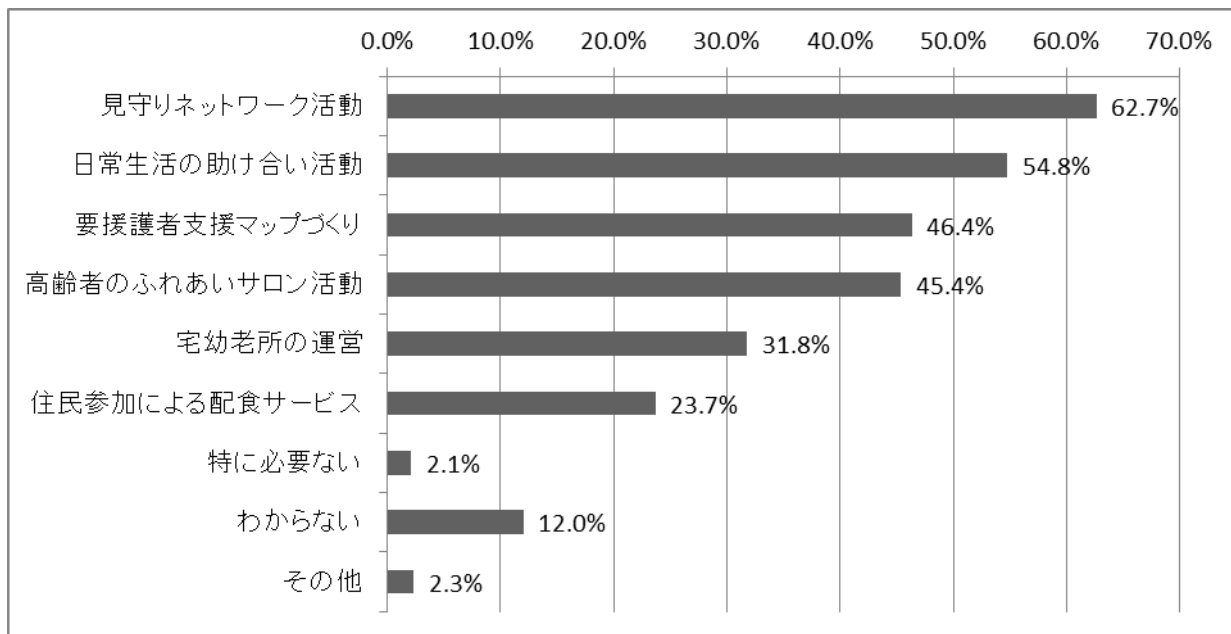
問3 (問2で「機会があれば参加したい」と答えた方) あなたはどの活動に参加してみたいと思いますか(複数回答)



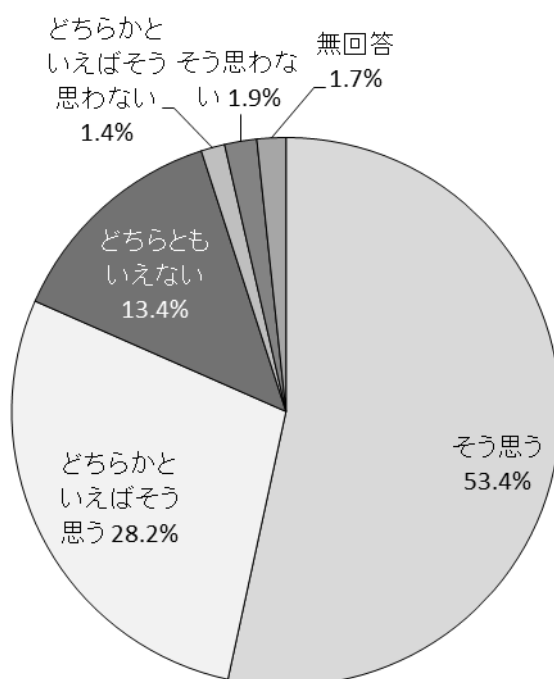
問4 (問2で「参加していない、参加したいと思わない」と答えた方) あなたが活動への参加(又は利用)に消極的な理由はなんですか。(複数回答)



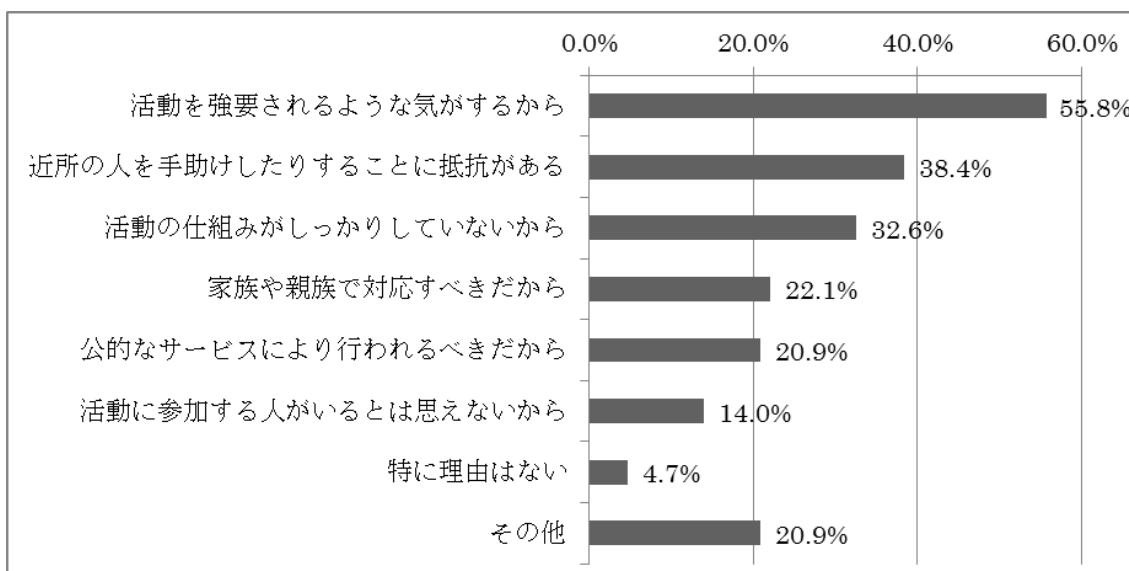
問5 現在あるものも含めて、あなたの地域で今後必要だと思う活動はどれですか。



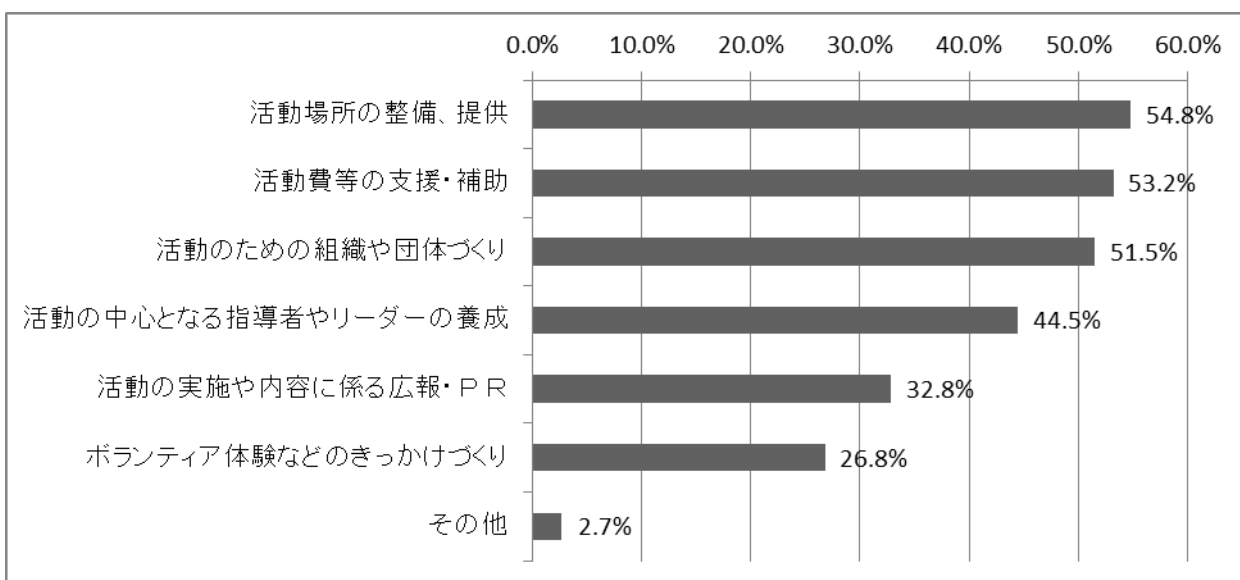
問6 地域におけるさまざまな福祉ニーズにきめ細かく対応するためには、「住民同士が日常において助け合い、支え合いながら生活するための活動を推進することが必要である」との考え方があります。これについて、あなたはどのように思いますか。



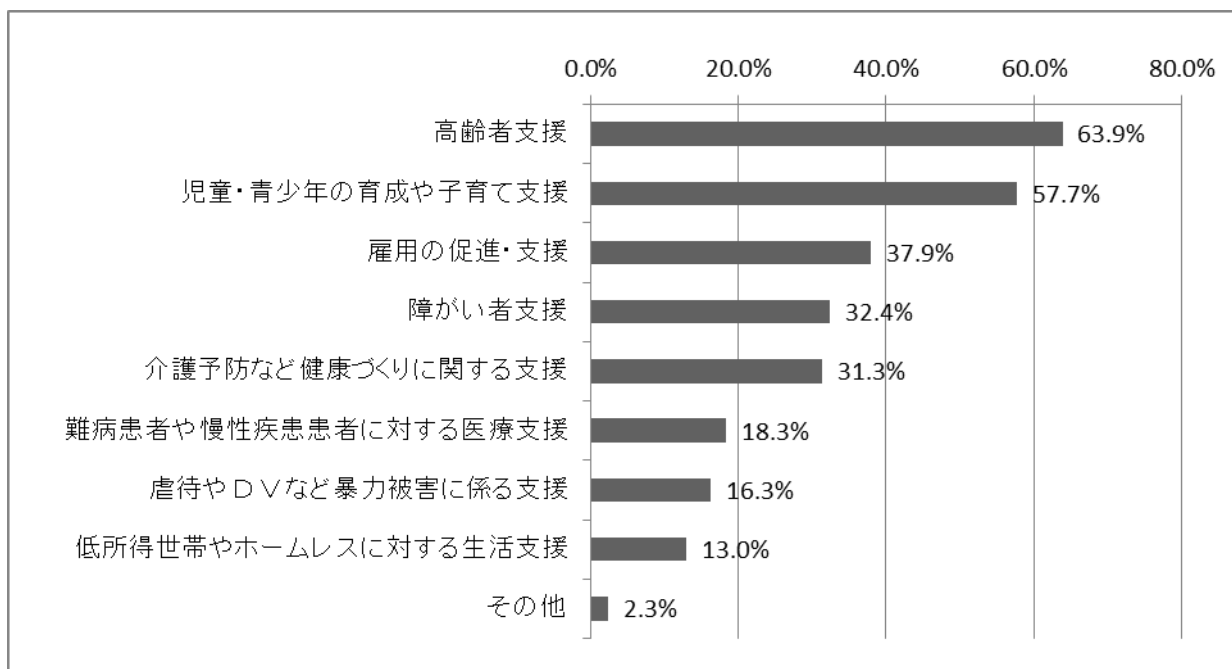
問7 (問6で、「どちらともいえない」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と答えた方) その理由はなんですか。(複数回答)



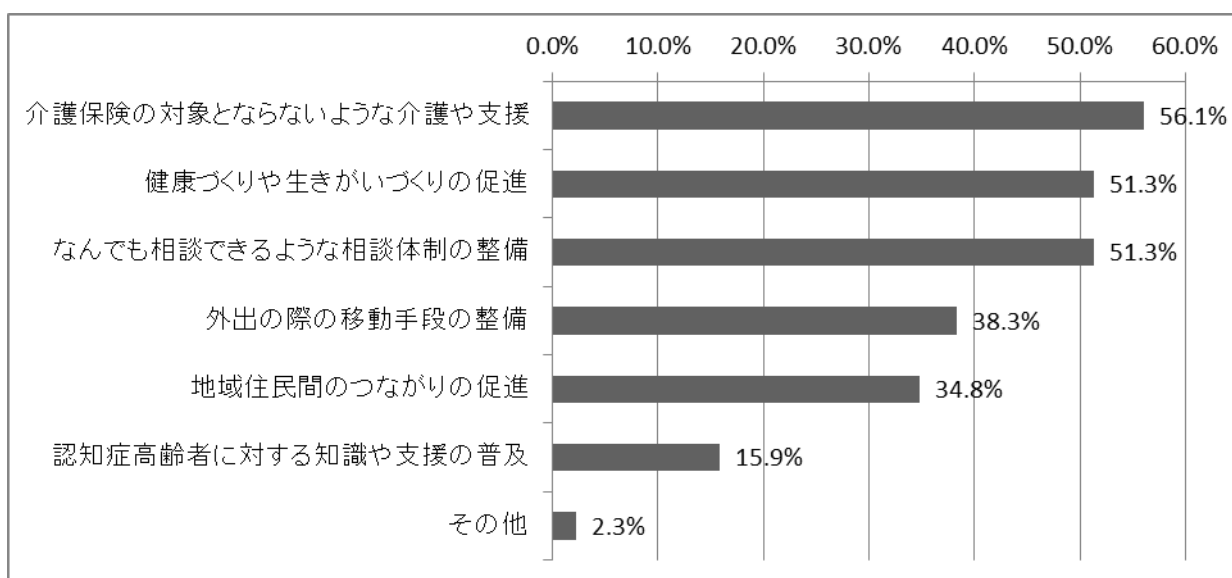
問8 住民参加による地域での支え合い活動を普及するために、行政(市町村・県)が重点的に行う必要があると思うものはどれですか。(複数回答)



問9 お住まいの地域福祉の充実を図るために、県が重点的に取り組む必要があると思う項目はなんですか。（複数回答）



問10 高齢者支援として、行政（市町村・県）が重点的に取り組む必要があると思う項目は何ですか。（複数回答）



(6) 地域福祉に関する岐阜県の概況

項目	状況	調査日
人口	2,054,349 人	平成 25 年 7 月 1 日
世帯数	744,471 世帯	平成 25 年 7 月 1 日
高齢化率	25.9%	平成 25 年 7 月 1 日
民生委員・児童委員の人数	4,484 人	平成 25 年 12 月 1 日
(うち、主任児童委員の人数)	508 人	平成 25 年 12 月 1 日
福祉委員の人数	7,766 人	平成 25 年 10 月 1 日
自治会の数	8,529 自治会	平成 25 年 10 月 1 日
小学校区の数	381 小学校区	平成 25 年 10 月 1 日